

2025 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社クエスト  
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 鎌田 智  
(コード番号:2332 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 取締役 上席執行役員 小泉 裕  
(電話番号:050-3785-3965)

### 取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

|                   |                                      |
|-------------------|--------------------------------------|
| (1)払込期日           | 2025 年 7 月 23 日                      |
| (2)処分する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式 6,881 株                       |
| (3)処分価額           | 1株につき 1,445 円                        |
| (4)処分価額の総額        | 9,943,045 円                          |
| (5)割当予定先          | 当社の取締役 7 名<br>※社外取締役、監査等委員である取締役等除く。 |

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、また、2019年6月19日開催の第55回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、対象取締役に対して、2016年6月21日開催の第52回定時株主総会においてご承認頂いた年額210百万円の範囲内で、金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年から30年とすることにつき、ご承認を頂いております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

##### <本制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、割当てを受ける対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

そのうえで、今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、対象取締役7名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計9,943,045円、ひいては当社の普通株式6,881株(以下「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### (1)譲渡制限期間

対象取締役は、2025年7月23日(払込期日)から2055年7月22日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### (2)譲渡制限の解除条件

対象取締役が定時株主総会で選任(再任の場合には再任)された日より次の定時株主総会の日までの期間(以下「対象期間」という。)中、継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由により、対象期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を必要に応じて合理的に調整するものとする。また、対象取締役が、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間中に当社の取締役及び執行役員のいずれも退任した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

##### (3)当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象役員が当社の取締役及び執行役員のいずれも退任した直後の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### (4)株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員がSMBC日興証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

##### (5)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年6月23日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,445円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上